

西九州大学短期大学部 外部資金獲得に関する計画書

<第Ⅰ版>

令和7年3月21日 制定

1. 基本方針

本学は、「地域大学宣言」(2013)に基づき、地域社会の将来ビジョンを見据えた教員の研究活動の推進と安定化を図る。そのため、地方自治体をはじめとする各種関係機関・団体との連携を推進し、積極的に外部資金獲得に取り組むことを目的として、「西九州短期大学 外部資金獲得に関する計画書」を策定する。

2. 研究支援体制

(1) 学内の体制

① 外部資金獲得に向けた統括責任者

西九州大学短期大学部 学長

② 外部資金獲得に向けた検討・協議・承認に関する学内組織

1. コンプライアンス委員会
2. 知的財産管理委員会
3. 研究倫理委員会
4. 研究費不正防止計画推進委員会
5. 研究推進専門委員会
6. 企画委員会
7. 全学教授会
8. 短期大学部教授会

3. 外部資金の種類と取組

(1) 競争的研究資金

- ① 「競争的外部資金」とは、科学研究費補助金をはじめ、地方自治体や各種関係機関・団体からの申請式の研究資金のことを指す。これらについて、申請に係る情報を速やかに周知する。
- ② 西九州大学や本学内の獲得教員による報告会、また連携短期大学との研修会等を定期的に開催し、申請方法・申請書記載ポイント等についての意見交換を行う。各学科・各コース・各課は、獲得に向けて責任をもって取り組む。

(2) 私立大学等経常費補助金

- ① 定員確保に努めると共に、退学・除籍等中退学防止にむけた学生指導を行う。
- ② 一般補助金、特別補助金の獲得、増額に向けて、要件等の理解を深め加算を目指す。

(3) 地域連携に係る資金

- ① 各種団体、産学官金等の連携先と定期的な協議の場を作り、地域の課題解決に向けて積極的に取り組む。

(4) その他

- ①毎年度に公募される、私立大学等向けの補助金や各種団体からの補助金等の情報を速やかに収集、周知して申請に向けて協議する。

4. その他

- (1) 本学の「研究費不正防止計画運用ガイドライン」(2007)に基づき、獲得した外部資金の管理の適正化に努めると共に、研究費に係る規程や研究費の使用に関する行動規範の遵守を求めている。
- (2) 毎年度、コンプライアンス教育を実施し、全教職員への受講を義務付けている。
さらに研究倫理 e-ラーニングの受講を 3 年ごとに義務付け、全教職員に研究活動等の公正性の確保及び研究費等外部資金の適正な使用についての誓約書を提出させると共に、内部監査を継続して行っていく。
- (3) 本学の専門的知見の成果を広く社会に提供し、社会の発展に寄与すること、また、社会の理解を得ることにより社会に対する短期大学としての説明責任を果たすため、取り組み及び獲得状況等を公式 HP 等で公開していく。